

令和 6 年第 5 回野辺地町議会

定例会会議録

招 集 年 月 日 令和 6 年 1 2 月 4 日（水）

招 集 場 所 野辺地町議会会議場

開会（開議） 令和 6 年 1 2 月 5 日（木）午前 9 時 3 0 分

出席議員（11名）

1 番	横 浜 睦 成	2 番	高 沢 陽 子
3 番	木 戸 忠 勝	4 番	村 中 玲 子
6 番	戸 澤 栄	7 番	古 林 輝 信
8 番	中 谷 謙 一	9 番	野 坂 充
10 番	大 湊 敏 行	11 番	赤 垣 義 憲
12 番	岡 山 義 廣		

欠席議員（1名）

5 番 五十嵐 勝 弘

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副 町	長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	小 野 淳 美
総 務 課	長	山 田 勇 一
企 画 財 政 課	長	長 根 一 彦
防 災 管 財 課	長	西 舘 峰 夫
産 業 振 興 課	長	上 野 義 孝
町 民 課	長	富 吉 卓 弥
介 護 ・ 福 祉 課	長	飯 田 貴 子

健康づくり課長	木 明 修
建設水道課長	五十嵐 洋 介
会計管理者	高山 幸 人
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	飯 田 満
学校教育課指導室長	向中野 純 子
社会教育・スポーツ課長兼中央公民館長 兼図書館長兼歴史民俗資料館長	玉 山 順 一
代表監査委員	駒 井 広
総務課主幹	四 戸 俊 彰
総務課総括主査	木 村 卓 磨

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田 中 利 実
議会事務局主幹	濱 中 太 一

議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

- 1、大 湊 敏 行 議員
- 2、中 谷 謙 一 議員
- 3、木 戸 忠 勝 議員
- 4、村 中 玲 子 議員
- 5、赤 垣 義 憲 議員

◎開議の宣告

○議長（岡山義廣君）　これから本日の会議を開きます。

（午前　9時30分）

◎一般質問

○議長（岡山義廣君）　日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告者は5名です。登壇の順序は、別紙のとおり決定しています。

それでは、一般質問を行います。

10番、大湊敏行君の登壇を許します。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君）　おはようございます。10番、大湊敏行、一般質問を始めさせていただきます。

1つ目、公文書館の重要性について。先日久喜市を行政視察で訪問しましたら、久喜市には全国の都道府県及び市町村に91館しか設置されていない公文書館があります。市政に関する情報を市民に提供し、総合計画など重要な方針に関する文書や例規集、予算書や決算書、審議会等の会議録、議会会議録及び議案書などの公文書を1か所で閲覧することができます。

国が定めた公文書館法には、地方公共団体は、「公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」と記されており、また行政が現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とした公文書等の管理に関する法律も制定されています。

当町も久喜市に倣い、様々な行政資料を誰でも自由に閲覧できる場所を設け、より開かれた町政の推進が重要であると思いますが、町の考えを伺います。

2つ目、野辺地町文化祭について。今年度の野辺地町文化祭は、芸能の部が10月27日、展示の部が11月2日と3日に開催されました。文化祭の目的は、広く町民に創作発表及び鑑賞の場を提供し、芸術文化の振興と町民相互の交流を図ることが挙げられます。

当町では、昨年度からキッチンカーを招くなど、来場者を増やす取組を実施しているものの、期待していた成果は得られていないのではないのでしょうか。他の自治体で実施している巡回バスの運行や体験コーナー設置などのほかに、告知の工夫で来場者を増やす新たな取組の必要性について、町の考えを伺います。

3つ目、新たな学校施設について。現在野辺地小学校改築事業は基本設計の段階に入り、今年度5月に策定された基本構想で掲げられている15の基本方針のうちの1つ、「地域住民を守り災害時に必要な機能を備えた学校」が今後具現化されることを期待しています。

文部科学省は、学校施設に対し、災害時に地域住民に開放する部分とそれ以外の部分を明確に区分した上で、避難所の居住スペースや避難所運営に必要なスペースをあらかじめ設定しておくことが重要であり、また備蓄スペースや耐震性貯水槽、自家発電設備などの設置や、スロープ等による段差解消、多目的トイレの整備の必要性も指摘しています。

私は、複数の学年の児童と一緒に給食を食べることができるランチルームと家庭科室を1階に設け、災害時に対応するといった考えも検討していただきたいと思います。今後基本設計の段階で、避難生活や災害対応に必要な機能をどこまで備えることを目指すお考えであるか伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 皆さん、おはようございます。それでは、大湊議員のご質問にお答えします。

1点目の公文書館の重要性についてであります。公文書館法及び公文書等の管理に関する法律に基づき、歴史資料として重要な公文書等をはじめとする公文書の適正な保管、管理が求められていることは十分に認識しており、自治体においても行政の透明性を高めるものとして、公文書の閲覧の便宜を図っていくことが重要であると考えております。

公文書館の設置は、このような法的義務を果たす上での一つの手法であるとは思いますが、現行制度においては、情報公開請求に対応するための仕組みも既に整備されており、また施設は多額の初期投資と継続的な運営経費を伴うため、当初においてはその設置は考えておりません。

今後も、昨年度導入した公文書管理システムの活用を最大限に図りつつ、公文書の効率的な管理の在り方について、さらに検討を進めていくことが妥当であると考えております。

いずれにいたしましても、公文書の適切な保管と利用という行政の責任を果たすため、引き続き関係法令と現況を十分に考慮した上で、行政サービスの向上に資する環境を模索してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

続きまして、2点目と3点目は、教育長が答弁いたします。

○議長（岡山義廣君） 教育長、答弁。

○教育長（小野淳美君） 2点目の野辺地町文化祭について、私からお答えいたします。

野辺地町文化祭は、野辺地町文化振興協議会とみんなの教室運営委員会で、野辺地町文化祭実行委員会を組織し、開催されております。

町文化祭は、町の芸術文化団体及び町民が日頃培われた芸術文化活動の成果を発表する機会を設けることにより、町民相互の連帯と創造性を養い、文化芸術の振興を図ることを目的とされております。

10月27日に開催された伝統芸能と音楽の集いには、11団体146名の方が、日本舞踊の集いには、

3団体16名の方が出演されております。また、11月2日、3日の両日に開催された絵画や書道などの作品展示には、20団体、約130名の方から約420点が出展され、加えて一般出展者12名の方から29点が出展されております。

野辺地町文化祭実行委員会では、より多くの方々に日頃の成果を御覧いただきたいとのことから、町内へのポスター掲示とチラシの毎戸配布のほか、昨年度からキッチンカーを手配するなどの取組を行っております。

また、広報のへじ10月号に文化祭開催のお知らせを掲載し、さらには防災行政無線を活用し、周知を図ったものであります。

そのほか、出展者を増やす取組として、毎戸配布したチラシに一般参加や出品を求める内容も掲載しております。

議員ご指摘の来場者を増やす新たな取組についてであります。令和7年2月に開催予定の野辺地町文化祭運営委員会での報告の場において提案し、町文化祭への参加者や来場者などを増やす取組を共に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

続いて、3点目のご質問であります新たな学校施設についてお答えいたします。野辺地小学校改築事業については、先月19日に野辺地小学校改築工事設計業務の入札を行い、落札者が決定したところであります。

野辺地町統合小学校新築事業基本構想で示す3つのコンセプトと15の基本方針について技術提案があり、基本方針の1つである「災害時に必要な機能を備えた学校」については、必要な設備を整えとともに、防寒対策や雪対策などの提案がなされたところであります。

文部科学省では、東日本大震災において顕在化した課題などに対応するため、学校施設の計画及び設計における留意事項を示した小学校施設整備指針を改定し、避難所としての防災機能の強化などに関する事項を充実させました。

整備指針では、学校が避難所となる場合、教育活動を早期に再開するため、避難所機能と教育機能の区画や動線が分けられるよう計画することや、設備面においてもマンホールトイレや自家発電整備などを備えることが重要であるとしております。

先ほど申し上げました受託業者からの技術提案の中では、校舎と体育館を一体校舎にし、防災の観点から、家庭科室は地域開放も想定して体育館の付近に配置するなどの提案もありました。

今後、年内中に受託業者から基本プランが示され、統合小学校新築事業検討委員会において、必要な教室や設備の検討がなされるとともに、避難生活や災害対応に必要な機能については、防災担当部局の意見も聞いてまいりたいと考えております。

具体的に必要な機能をどこまで備えることを目指すのかのお尋ねについては、今後関係者の意見や整備コストを踏まえながら協議していくこととなりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君の再質問を許します。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） まず1つ目の公文書館について再質問させていただきます。

現在野辺地町では、総合計画などの計画書や例規集、それから予算書や決算書はどこで見ることができるのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） お答えします。

基本的には、情報公開制度に基づき請求しなければ公文書等は閲覧することができませんが、まず一般的にいつも公表している資料等でございますので、全てではございませんが、現在図書館のほうで閲覧できるようにはしております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 答弁のほうでは、現在新たな公文書館を造るといようなことは少し難しいという答弁だと思います。建物を造らなくとも、既存の公共施設の中にコーナーをつくったり、ホームページで公文書館を整備したいということも必要ではないかと思います。

先ほどの課長からの答弁では、図書館には全てではないが、見ることができるというお答えがありました。そこをもう少し充実させて、できるだけ多くの行政資料が見られるように、今後やっていくというお考えはないのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） お答えします。

実際にそういう資料等を全て公開するということは、まず現在体系的にそういった資料の保管、管理しているわけではございませんので、そういった公開するには膨大な資料をまず仕分け、また整理した上で、公開できるもの、できないものに分けて公開する形になりますので、それにも作業に職員の労力、またそういう場所の確保も必要となりますけれども、町民に対する行政サービスの向上ということで、今の議員の提案については、図書館の活用も一つの選択肢に入れながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 私は、ホームページの充実も少し必要ではないかと思います。まず、野辺地町がどういう方向に進んでいく考えなのかというのは、やっぱり計画書になると思うのですが、それに今の現在の町のホームページに町の計画というコーナーがありまして、その中身を見ますと、少し不足している計画もあります。

具体的に言いますと、子ども・子育て支援事業計画、それから地域の福祉計画、それから地域防

災計画などが、この町の計画にはのっていないということで、もう少し町が町の計画、どんな計画を立てて、どのように今進めているのかということを町民の皆様にも周知する意味においても、ホームページの充実をもう少し検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） お答えします。

確かにそういった計画等を町民に公開していただくことも非常に重要なことでありますので、今現在町で持っている計画等で公開していないものにつきましては、所管課のほうと打合せ、協議した上で検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） なぜ私、今回公文書館の重要性というのを訴えているかといいますと、それはこういう行政資料を誰でも自由に閲覧できることによって、協働のまちづくりにつながっているからです。町が定めました協働のまちづくり指針には、町の役割として、「積極的な情報提供により、協働のまちづくりの推進に向けた意識の高揚を図るように努める」と示されています。また、町民の役割として、「まちづくりに関する情報収集」ということが記載されています。この情報収集をするためには、収集しやすい環境を町がつくっておく必要があると思っています。

行政資料を整理し、積極的に公開する必要がある、誰でも自由に見ることができる環境の整備、これも必要だと思います。この指針に沿った仕事をしていただいて、より開かれた町政を進めていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） お答えします。

確かに議員おっしゃるとおり、そういう町の資料を公開して、町民にも町政に参画していただく非常に重要なことでありますので、いま一度ホームページのほうへの公開等について対応、各課とも協議してまいりたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） よろしくをお願いします。

2つ目の質問に移ります。文化祭についてですけれども、まず文化祭の目的としては、教育長の答弁にありましたとおり、私の質問事項の中にもあります芸術文化の振興と町民の交流であるということだと認識しております。今回展示の部が、これまで3日開催していたのが2日に短縮されておりますが、その理由を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） ただいまのご質問にお答えします。

昨年3日間から今年度2日間の開催にした理由としましては、今年度の文化祭実行委員会におい

て、これまで展示部門を3日間にしていましたが、最終日に客足が激減するという意見がありました。これを踏まえて、文化祭実行委員会に諮り、2日間の開催と決定されております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） これまでの来場者数を毎年何人であったかという把握は、しっかりとされていますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） 文化祭におきましては、人の出入りがある中で、どの時点で算出するのが適正な来場者数の計数になるのか、大変不明であります。例えば10時でオープン、開場するならば、11時とか13時とかなど、定時で管内を巡回してカウントする方法が一つの目安になるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 町で来場者が入ってきたときにカウントするような機械、システムみたいなものを導入して、こういうイベント等があったときに職員が数えることなく、デジタルで来場者がある程度、何名というものを把握するというのも私は必要ではないかと思います。

実際に、どのくらいにぎわっていたのかという推移を把握しなければ、これでよかったのか、もう少しここは必要だったのではないか、そういう次の段階に行かないと思うのです。最初は現状把握、来場者数を増やすことは、皆さん必要だと思っています。その点に関して、やっぱり来場者数が何人であったのかということを、大まかでもいいのでありますが、把握するという試みは大切だと思いますので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

それと、告知の方法なのですが、答弁の中でのポスター掲示やチラシの毎戸配布、広報のへじや無線での周知という答弁がありましたけれども、これは年々マンネリ化しているのではないかと危惧しています。

私は今回、芸能の部のプログラムを少し見させてもらったのですが、今までと少し、ちょっと色も入って、今までのようなプログラムではないプログラムで、工夫を少しされていると思っていました。そのようなプログラムを今までとは違うチラシとして、違うものとして町民の皆様に見せる、ホームページにも積極的に見せてほしいのです。それによって、少しまた町民の皆様も今までとは違う文化祭というような意識を持って、見に行こうかという気持ちにもなっていただけるのではないかと思います。その点に関して告知方法、もう少し充実、今までと同じことではなく、新しい試みというものを検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） 大湊議員から大変貴重なご意見、ありがとうございます。今お話がありました告知方法も加えて、今後とも実行委員会の場で共に検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 私は、来場者数を増やす提案として、他の町村でもやっております巡回バスやいろんな体験、例えば七戸町では今年からeスポーツというものを文化祭でやるというチラシが出ました。また、鶴田町では健康相談コーナーを設け、来場者に血管年齢とか骨密度なんかを測り、それをお知らせして健康増進につなげていくというような体験コーナーも設けています。野辺地町でも、少しこれまでとは違った趣向の内容を文化祭に取り入れることをぜひ検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） ただいま大湊議員のほうからご提案がありましたことにつきましては、庁舎内でも検討が必要かと思います。それを踏まえて実行委員会のほうとともに検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 文化庁は、文化芸術振興の意義として、文化芸術は私たちが「心豊かな生活を実現していく上で不可欠なもの」と記しています。さらに、「何物にも代え難い心のよりどころ」であるとも述べています。野辺地町の文化祭をこれまで以上に盛り上げていく、できることから少しずつ来場者を増やす試みが必要です。ぜひ町の強い後押しをお願いし、町民福祉、ますます増進するような町にしていきたいと思います。よろしくお願いします。

3つ目に移ります。答弁では、避難生活や災害対応に必要な機能、これから考えていくということであったと思いますが、まず1つ目、基本設計の策定に当たって、今検討委員会で、これから来年からタイトなスケジュールで検討していく予定であると思いますが、新庁舎建設でも行ったように、町民とのワークショップや説明会で意見を伺って、それを基本設計に少し反映していくというようなお考えはありませんでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） それでは、お答えいたします。

まず、今週から検討委員会の皆様と業者を交えて基本設計の各部屋ですとか、その詳細を検討いたします。大湊議員おっしゃいました町民を交えてのワークショップですが、現段階では考えてはおりませんが、今後検討委員会で協議しながら、場合によってはワークショップも開催したいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 一般質問の要旨でも述べました、私はランチルームの提案をここでしたいと思います。まず、デメリットとしては施設の面積が増加し、予算の増となるおそれがあるものの、メリットとして、新たな交流の場にランチルームはなります。いろんな小学校で、ランチルームを設けている小学校もあります。異学年の交流、先生と子供たちの交流、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門家との交流、それから保護者と子供たちの交流、地域と子供たちの交流、生産者と子供たちの交流、それから毎日給食を作ってくれている調理者と子供たちとの交流、このような新たな交流の場をぜひ設けていただきたいと思います。

また、町が定めております食育推進計画には、町全体で食育を推進するという基本方針を掲げています。このランチルームに地域の方々を招き、全町民を対象とした食育指導、栄養指導もできるのではないかと思います。

さらに、災害時の食事提供の場として、ランチルームは非常に重要な役割を持っていると思います。体育館へ避難した方、食べる場所をちょっと別な場所に設けることによって、衛生面もよくなるのではないかと思います。

技術提案では、1階に音楽室や家庭科室を設けて、地域開放しやすい配置といった技術提案がなされたようですが、この音楽室をランチルームと兼用するような考えもいいのではないのかなと思います。

さらに、初めはランチルームを狭くしても、今後将来を考えたときに空き教室が増えてきます。その教室を改造し、ランチルームを広げていく。そういうことも考えられる将来を見越した計画をしてほしいと思います。町としてどうでしょうか、ランチルームを取り入れるお考えはありますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） それでは、お答えいたします。

大湊議員、先ほどのご質問の冒頭で、新たな教室を増やすことによって建設費が上がるという問題もご指摘されていました。確かにそのように考えます。そこで、現在設計業者から提案されている計画で交流する場所として、陽だまりラウンジですとか、開放感があるスペース確保のご提案をいただいております。大湊議員のおっしゃるランチルームもその開放スペースを活用できるかなと思っております。

先ほど食育指導など、町民の皆さんをお呼びしてできるのではないかなというようなお話もございましたが、こちらは健康増進センターという建物もありますし、学校を他の用途で町民の皆さんに開放することは、なかなか難しいかと思いますが、ランチルームについては、貴重なご意見でありますので、今後検討委員会も含めて業者との調整の中で、このようなご意見があったということを踏まえて協議してまいりたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 要点を簡潔にお願いします。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 私は、これからつくる学校施設を地域コミュニティの拠点に何とかしたい、そういう気持ちでいっぱいです。

近年陸奥湾を震源とするマグニチュード5以上の地震が90年ぶりに発生しております。さらに国では、防災庁を新たに設ける動きがあります。これから新たに建設する小学校は、児童の安全、安心を確保することはもちろんのことです。その上で、防災機能をより強化することで、多くの町民の安全、安心な暮らしを保障することも行政の役割だと思っております。

多くの町民の意見を伺いながら、最適解を見つけ、実現されることを期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君の一般質問を終わります。

次に、8番、中谷謙一君の登壇を許します。

8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 8番、中谷謙一です。おはようございます。一般質問をさせていただきます。

質問事項は、令和6年6月25日執行の工事第2号と工事第18号の入札結果についてであります。令和6年6月25日執行の工事第2号の落札額は、予定価格に対し、落札率100%でありました。これを単純に偶然として片づけてしまってよいのでしょうか。

さらに、工事第18号の入札結果では、何と2業者が最低価格と1円単位までも完全に一致し、くじ引にて落札が決まりました。執行者の町と2者の金額が一致するなど、確率から考えても不可能に近いことではないのでしょうか。なぜ、どうしたらこのように価格が一致するのか、疑問に思われなかったのか。工事第2号の落札結果と併せて、どのようにこの結果に納得し、受け止めたのか、町長の見解を伺います。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、中谷議員のご質問にお答えします。

初めに、6月25日執行の工事第2号入札で、予定価格に対して100%で落札していることについてありますが、落札者は入札書比較価格と最低制限比較価格との間の有効範囲内で、最低入札価格を記載した入札書を投函した業者となります。大抵の場合は、有効範囲内の価格の複数の入札書が投函され、そのうち一番低い価格の入札者が選ばれることになります。

この工事第2号入札は、それぞれの業者がそれぞれの手法により必要な資材の調達額、建設機械の費用及び人件費などを調査し、見積もった結果、入札書比較価格以上の入札書が投函され、そのうち一番低かった入札書比較価格と同額の入札書を投函した業者が落札したものだと思っております。

す。

なお、100%での落札は、年に一、二件の頻度で発生しているところであります。

次に、工事第18号入札で2つの業者が最低制限比較価格と同額の入札価格で入札書を投函し、くじ引で落札者を決定したことについてであります。この入札において、最低制限比較価格が漏えいしたなどの事実は確認されておりません。

工事費を算出する積算システムの普及や精度の向上により、正確に数量や計数を入力すれば、発注者側の設計額に近い額を求めることができるようになってきているというお話も聞いております。そのためか、最低制限比較価格と同額での入札になったものではないかと考えております。

次に、工事第18号の入札結果を工事第2号の落札結果と併せて、どのようにこの結果を納得し、受け止めたのかについてであります。それぞれの入札において、それぞれの業者がそれぞれの手法により必要な資材の調達額、建設機械の費用及び人件費などを調査し、見積もった結果であると受け止めております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君の再質問を許します。

8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） ご答弁ありがとうございました。

大体9月定例会での赤垣議員の質問に対しての答弁とほとんど変わらないと私は感じました。そうであろう、そのようにして算出したであろうという臆測だけの答弁で、実際に町として、どのような形で算出方法を用いて算出したのかというようなことの業者に対しての問合せ、調査は行われたのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

業者に対して、その調査は行っておりません。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） それでは、全くこれは答弁になっていません。きちんと調査しました、それで各業者がこのような形で算出して、そうして出た結果が100%の落札額と同一の価格として表れました、そういうような形で説明が当然あるべきではないですか。町長、いかがですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、この100%予定価格と同じ額での入札というのは、年に1件、2件発生することがあります。なかなか値段が上がっている傾向の場合の入札なので、高いほうが予定価格に達しない札がたくさん入った中で一番下の方が取るパターンですけれど

も、調査するほどの疑いのある事案ではないので、町の方の内部の方で起こり得る範囲だと判断した場合は、特に業者を呼んで提出してもらったり、調査をするということはしておりません。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） ありがとうございます。年に二、三回、同一価格の落札結果が出るということですが、第2号に関しては7桁の数字、710万円という予定価格ですが、これが2者の数字が一致する確率というのはどのぐらいだと思いますか。900万分の1です。0.000000111、このぐらいの確率なのです。18号に関しては、8桁になります。1,629万4,184円。この184円まで一致しているのです。この確率は、どのぐらいになると思いますか。9,000万の3乗分の1、0.……「0」が23個続いて137。これは、ロト7で1等を当てる確率が1,029万5,472分の1、0.00000972、これよりもっと低い数字なのです。これだったら、入札するよりロト7買っていたほうが何ぼかいかなと、そういうふうに私は思います。

このような100%が普通に問題なく、何とも思わないでそのまま通したということに関しても、本当にもう少ししっかりした根拠というものを示していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

今2つ目の関係のほうの最低制限比較価格と同一の値札が入ったほうのお話をされていると思いますので、そちらですけれども、町のほうの予定価格を定めます。それに業者さんが当てずっぽうの数字を入れたとすれば、先ほどの宝くじのような確率になるかと思います。ただ、当てる方法はある。一致する可能性がある。町のほうではこれを、さっきの積算システムなんかもそうですけれども、そうやって計算した結果が一致する可能性があるかと判断しておりますので、当てずっぽうではなく、一定の手順でやっていけば、この数字になる場合もあると判断しておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 当てずっぽうよりは、まだ確率が低くなるとは思いますが、それでもまだロト7の確率よりは低いと私は考えます。

それで、この入札制度に関して、9月の赤垣議員への答弁にもあるように、おおむね問題はないということで答弁されていましたが、もしおおむね問題がないような入札制度であるならば、こういった数字が、同一価格として落札が決定するような原因というのは、ほかにあるのではないかなと、そういうふうに考えるのが一般的だと思いますが、町長はどのようにその辺を考えて納得されたのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 前回は答弁申し上げましたとおりに、私もびっくりしております、はっき

り言って。こんな数字が並ぶのだろうかということでびっくりしています。また、工事18号の入札については、1万円違う業者、あと2者あります。みんなぐちゃっと、こうなっていて、なおかつ失格の業者もいるということで、一体これはどういうことになって偶然起きたのだろうかということしか私は答えられません。談合とか何かという、一般の官製談合とは全く状況が違います。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 町長として、人ごとのような答弁ではなくて、親身になって、この結果を受け止め、そして調査するならする、調査が必要だと思うのだったら調査して、完全に町民、そして議員が納得するような答えを出していただきたいと思います。

そのほかにも、遡ると入札結果が不自然と思われるような案件が幾つかあります。そうなった要因など、町としての考察を議会、町民に対して説明する必要があると思います。説明の場を別に設けていただき、各案件について説明していただくよう要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君の一般質問を終わります。

3番、木戸忠勝君の登壇を許します。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） おはようございます。議席番号3番、木戸忠勝、一般質問させていただきます。私の今回の質問は2点あります。

1点目の遊休地の有効活用について。1として、サントリー株式会社から譲渡を受けた工業団地は、令和6年で譲渡から何年になるのか。

2として、工業団地の有効活用についてはどのように考えているのか、また有効活用についてどのような営業活動を行っているのか。

3として、柴崎牧場の有効活用についてはどのように考えているのか、また有効活用についてどのような営業活動を行っているのか。

2点目として、入札について。1として、500万円以上の最低制限比較価格は誰がどのように決めているのか。

2として、令和6年6月25日入札執行の工事番号第18号の入札では、最低制限比較価格が2者同一金額により、くじ引で落札業者が決まりましたが、2者の見積り精度が高まっているためと考えるのは不自然であり、最低制限比較価格が漏えいしたと疑念を感じざるを得ません。また、他自治体で発生した官製談合事件と類似していると感じざるを得ません。このことについて、町長の見解を伺います。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 木戸議員のご質問にお答えします。

1 点目の遊休地の活用についてのご質問ですが、初めにサントリー株式会社から譲渡を受けた工業団地は、令和 6 年度で譲渡から何年になるのかについてお答えをいたします。この工業団地は、企業誘致により町の活性化や雇用対策、地域振興の推進を目的に、町からの要望で平成20年度に約109ヘクタールの土地を無償譲渡いただいた場所であり、今年度で16年目となります。

次に、工業団地の有効活用についての考えと営業活動についてのご質問ですが、営業活動という言葉については、周知活動という言葉に置き換えて回答させていただきますので、ご了承願います。周知活動についてであります。町ホームページに野辺地工業団地の概要や各種補助金制度等の情報を掲載しております。また、令和 4 年度には、雇用促進や企業立地のさらなる促進を目的に、企業立地促進助成金及び企業立地雇用助成金等を制定し、企業に対しての補助も行っていました。

現在は、太陽光発電事業者である合同会社 N R E インベストメント様に平成27年から令和17年までの20年間、約24ヘクタールを貸付けしております。

当工業団地は、工業団地全体の面積約109ヘクタールのうち、区画整備された箇所が約20ヘクタールとなっており、大部分が起伏の激しい山林に覆われております。そのため、工場建設等、企業立地には大規模な伐採、造成が必要な状況であります。あわせて、周辺には二本木川も流れており、排水放流には水質基準はもとより、河川管理者、野辺地川漁業協同組合との協議等、解決すべき条件が多いことから、現状では工場立地には至っていない実情であります。しかしながら、今後も引き続き雇用対策や地域振興を目的に企業誘致を推進してまいりたいと考えております。

また、昨今、全国的に再生可能エネルギー事業が広まるにつれ、管理業者の失踪や施工不良による土砂崩れ、火災事故等の問題も見受けられます。そのため、工業団地活用は慎重に検討しなければならないと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、柴崎牧場の有効活用についての考えと営業活動についてのご質問ですが、先ほどのご質問と同様、営業活動という言葉は周知活動という言葉に置き換えて回答させていただきます。柴崎牧場に関しての周知活動は行っておりません。

有効活用についてであります。柴崎牧場は畜産振興及び観光資源としての活用を目的として、昭和57年から国の補助を受け、草地開発事業により整備され、柴崎観光牧場の名称で昭和61年度に運営を開始したものであります。平成10年度に綿羊の飼育頭数がゼロとなったことに伴い、牧場としての運営を終了し、その後採草地としての活用を図りつつ、平成23年度に役場内において柴崎観光牧場利活用検討委員会を立ち上げ、県への意見聴取を行いながら検討を重ねましたが、目的外転用には国との協議が必要であることや、草地の耐用年数（100年）の課題もあることから、採草地として継続活用すると判断しております。

現在粗飼料基盤強化の取組として、柴崎牧場草地利用組合との委託契約により、牧草の刈取りを

実施し、町の畜産業の発展と施設の景観維持に努めているところであります。

当町の畜産業は、現在経営体数は少ないものの、乳牛飼養頭数におきまして県内でもトップクラスであり、県畜産業の推進に大きく寄与しているものと考えております。

当面整備目的を維持しつつ、畜産業発展のために草地活用に取り組むこととしており、外部への周知活動等は考えておりませんので、ご理解のほどお願いいたします。

続いて、2点目の入札についてのご質問にお答えいたします。初めに、500万円以上の最低制限比較価格は誰がどのように決めているのかについてであります。まず予定価格及び最低制限価格の設定については、契約の担当者が予定価格の基となる資料とともに最低制限価格の資料を作成し、これを直属の課長補佐等の上司、担当課の課長が確認します。その最終決裁は、野辺地町事務専決代決規程に基づき、予定価格が50万円未満のものは担当課長が、50万円以上500万円未満のものは副長が専決し、500万円以上のものは町長が決裁いたします。

なお、予定価格等は、担当課が国土交通省の通知に基づく作成方法で行っており、そのうち最低制限価格の設定方法については、該当する指名業者に対し、指名通知をする際にチラシを同封して通知しております。

次に、工事第18号入札で、2つの業者が最低制限比較価格と同額の入札価格で入札書を投函し、くじ引で落札者を決定したことについてであります。この入札において、最低制限比較価格が漏えいしたなどの事実は確認されておられません。

工事費を算出する積算システムの普及や精度の向上により、正確に数量や係数を入力すれば、発注者側の設計額に近い額を求めることができるようになってきているという話も伺っております。そのためか、最低制限比較価格と同額での入札があると受け止めております。

また、談合事件と類似していると感じるとのことではありますが、この入札では価格の低い順から申しますと、最低制限比較価格を少し下回る入札書が1通あり、これは失格となり、次に最低制限比較価格と同額の入札書が2通あり、これが入札書比較価格と最低制限比較価格との間の有効範囲内での最低入札価格ということになり、くじ引で落札者を決定しております。

落札者よりも低い価格で入札している業者がいることや、くじ引で落札者を決定するような結果になっていることなどを考えましても、談合という案件ではないと思っております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君の再質問を許します。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） ご答弁ありがとうございました。

工業団地の有効活用についてですけれども、今町長が企業誘致を目指していると言いましたが、私は東京にいたとき、企業2社にこちらを見てもらったけれども、なかなか企業は私は来ないと思

います。企業が来たとしても、人手不足で、労働者を探すのも大変だと思うのです。であれば、自然エネルギー、太陽光ですね、これ使って町の税収を幾らでも増やしたほうが私はいいと思っております。

あと、柴崎牧場について、今牧草刈取りに年間26万4,000円払って刈ってもらっていると。それは、いろんな網がかかっているか分からないけれども、その網を取って、牧草地に太陽光を設置して、町の税収を幾らでも増やしたほうがいいのかと思っております。町長、どういうふうに考えておりますか。答弁をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

まず、工業団地の件に関しましては、確かに企業、来る、来ないというふうにおっしゃられましたが、実際のところ、町長の答弁でもございましたとおり、109ヘクタールのうち、造成された部分が20ヘクタールしかない。なので、ほぼほぼ山林で、起伏が激しい状態でございます。それよりであれば、再生可能エネルギー業者のほうにやったらどうかというお話でございますが、今現在、その再生エネルギー業者とも協議している最中でございます。まだきちんとした回答を申し上げる段階ではございませんが、業者さんとは今るる協議中でございます。

そして、柴崎牧場のほうに関しましては、酪農に、今、年間二十数万円かけて委託して、牧草を刈ってもらっておりますけれども、野辺地町内、今現在、乳牛頭数が2,300頭余り飼育されております。それに必要な牧草地の面積でございますが、約682ヘクタール必要であります。ところが、各酪農家さん、そして柴崎牧場の面積を合わせても39ヘクタール余りであります。全く今現在でも牧草地が足りない状態であります。なので、町としましては、これからも農林水産業を守るためにも、酪農家に少しでも役に立ちたいという思いもございまして、柴崎牧場に関しましては今のままで、再生可能エネルギー業者に貸すとか、そういう考えは町としては今ございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 今柴崎牧場、まだ牧草が足りないと。これは、1軒の酪農家のためにやっている、今話を聞いて思ったのだけれども、この1軒を助けるのだったら……そういう考えがないと言ったけれども、今工業団地から柴崎牧場にかけて、高圧鉄塔線が走っている。今まだ太陽光の電気を流せる余裕が残っていると。早く決断しないと、他の業者が接続すると、考えが変わって、また接続すると言っても不可能になる可能性もあるのです。だから、私は、一酪農家のためではなくして、町の税収を増やすためにもうちょっと検討は必要かと思えます。町長、どうですか。答弁をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 答弁申し上げます。

議員、今一酪農家とおっしゃいましたが、莫大に大きい会社がそこで営業しております。青森県でも屈指、多分一番大きい酪農家だと思っていますので、それは町のために税収にもなります。もちろん雇用にもなります。そういうことでございますので、それを守っていくのは、まして今、目ノ越地区の酪農家はほとんどなくなりました。その会社がほぼ買い取っているような状態でございますので、野辺地町として酪農家を育てるという意味においても、柴崎牧場を使っていたということは大変有意義なことであり、また景観を守るためにも必要なことであると私は思っております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 今その酪農家を守るためにと言ったけれども、酪農家からの税収と太陽光をやった場合の税収を比較したら、町長、どうですか。私は太陽光をやったほうが町の税収が増えると思うのですけれども。町長、答弁をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 税収の細かい計算はやっていないので、正確にはお答えできませんけれども、一般論として、太陽光の場合、耐用年数が9年くらい、9年くらいは固定資産税が入ってきます。その後は入ってきません。ただ、太陽光自体何年もつかというと、十数年、もしかすれば20年ほどもちます。そうすると、残りの十数年は税収はございません。今工業団地にある太陽光は、固定資産税のほか、工業団地ですので、賃料という形で年間何百万円かいただいております。そっちの収入はございます。そういう状況にある。一方で、畜産のほうの業者は、固定資産税もちろん、雇用による給料が地域に落ちてきます。それから、事業を営んでいる事業税等も入ってきます。単純に1年間でこのくらい違うとかでなくて、長い目で見た場合に、雇用もある、当町の畜産振興、それらをトータルで考えた場合、すぐに太陽光ということではなくて、そこは慎重に検討していく必要があると思います。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 工業団地内で蓄電システムを誘致することの経済メリット、これは事業税が3億7,600万円、売却資産税が8億1,600万円、合計で11億9,200万円の税額、概算ですけれども、これは6年間の期間内に町に入ると、事業期間30年と、蓄電池は6年の間隔で取替えを行うそうなので、さらにその分の税額も入りそうなのです。町長、自分も一般企業で営業経験もありますが、一般企業というのは何回頭下げて、お願いしても、こういう案件というのはないのです。税額を基に町の財政基盤を強化することで、私は弱い人も高齢者の方も助けられると思います。これから始まる統合小学校新築工事にも受けることで、子供たちにも使えと。町としても、この業者に全面的な協力が必要だと思いますが、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

確かに魅力のあるお話でございますが、先ほど木戸議員が蓄電事業という発言されましたが、まだ蓄電事業者とも風力業者とも決定しておりませんので、2者なり3者なりとただいま協議の真っ最中でございますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） その業者が町に4回ほど説明に来ましたよね。11月7日に、最後に町長に説明したと思うのですけれども、やっぱりこういう税額が町に入ってくること、やっぱりこれはもっと緊張感を持ってやったほうがいいと思うのだけれども、6年間で11億9,200万円の税額入るので。町長、もうちょっと前向きに緊張感を持って行ったほうがいいと思うのだけれども、町長、どういうふうなお考えですか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答え申し上げます。

木戸議員、ちょっと混乱をしているようです。太陽光と蓄電池の業者は全く違う業者で、我々はまだ蓄電の業者とは会ってもいないし、まだきちんとした申入れもございませんので、その区分けをきちんとしてお話をさせていただきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 町長が会っていないというのであれば、これから会って、早めに進めることをお願いします。1点目の質問は終わります。

2点目の入札について、500万円以上のものを誰が決めるのかということだったけれども、これ予定価格を出して、それから最低制限価格を決めるのだけれども、最終的に決めるのは町長でないですか。どうですか、町長。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 決裁はしますが、額は私は決めません。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 町長、それは間違いないですね。

〔「はい」の声あり〕

○3番（木戸忠勝君） 町長が最低制限価格を決めていないと。

○議長（岡山義廣君） どうぞ発言を続けてください。いいですか。

○3番（木戸忠勝君） 町長、本当に間違いないですね。しっかり答えてください。

〔「今課長が補足します」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

ちょっと補足になりますけれども、先ほど誰がどのように決めているかのところで決裁をしますと書いてあります。その最終決裁者が封筒に、最後に予定価格調書として最終的に書いて、その人しか分からないように封筒に入れて封をしてしまいます。なので、最後の作成者は、高いものであれば町長になるときもあります。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） だから、最終的な予定価格は町長でしょう。それを入れて封筒に封印するのでしょうか。それを入札のときに担当者が開封して初めてその金額が分かるのでないですか、町長。どうですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

なので、最終的に町長が書いた高い金額のものであれば、その入札会場で封筒を開封したときに、町長が書いた内容を私が執行者として見ることになります。500万円を超えていないものについては、副町長が作成した場合のものを見ることもあります。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 先ほど500万円以上は町長の決裁ということだけれども、町長は自分で決めていると言ったけれども、これは最終的に町長でしょう、決めているのが。紙ベースに書いて、封筒に封印するのでしょうか。入札のとき、担当者が開封して初めてその金額が分かるのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） そうです。資料を担当者がまず作って上げていきます。資料を計算したりしているのは元は担当者ですけれども、それぞれの決裁権者が確認していきます。作成しているのはと聞いているのは、最後に書く人です。これは、最後に資料のとおり町長がその額を書いたのかどうかは、開封するまで分かりません。まれに違うことが書いてあるかもしれません。そこについて、最後に作成して知っているのは誰かという意味では、最後に最終権限、500万円以上であれば町長になりますという答えです。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 話聞いて、入札日に担当者が開封して、最低制限価格に一番近い業者が落札者になると私は思わざるを得ません。これというのは、何か最初からその業者ありきで進んでいくように疑わざるを得ないのだけれども、町長、どうなのですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 確認になりますけれども、業者ありきでとはどういう意味になりますか。お答えするのに知りたいです。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） そういうふうな何円まで同じ工事やると、最初からもうその業者を決めてやっているように疑わざるを得ないのかなと思うのです。

○議長（岡山義廣君） 副町長、答弁。

○副町長（江刺家和夫君） まず、先ほどの作成の話ですけれども、課長が話したとおりです。積算方法は国交省で定めた方法のをやって、それに基づいて積算しています。その額を最終的に書くのが町長だという意味での作成で、最終、町長ということでお答えしました。

それとあと、業者ありきということですが、我々そうは受け止めておりません。現に2者が同額で入札して、最後くじ引。業者が決まっていれば、なかなかくじ引というのはないのかなと受け止めております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 工事番号18号の入札についてですが、最低制限比較価格、2者同一金額によりくじ引で落札業者が決まりましたが、2者の見積り精度が高まっていると今町長が答弁しましたが、私これが非常に不自然であると思わざるを得ません。町長は、ソフトというか、ソフトが進化してそうなったと今答弁したけれども、そうしたらその業者からソフトウェアの会社とソフトの型番、今日でも確認して、あした教えてもらえませんか。どうですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

まず、町長がお答えしたように、精度が高まっている、システムの使い方がうまく使えていけば出せるというふうに解釈しています。それで、このように出た結果ですけれども、これは絶対に出不せないようなタイプの場合であれば、普通町のほうで調査というか、談合防止マニュアルなどに、調査すべき事案に当たるときには、そうやって業者に聞くこともできますけれども、普通の場合は工事業者さんなどの営業上のノウハウに当たる部分ですので、これを勝手にどのようにに積算しているのかというふうに資料を求めることはできませんので、ご理解をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 私、こういう金額でないとき、こういう質問はしません。ただ、2者同一金額、何円まで同じだと。やっぱり誰が見たって、これは不自然だと、私は思わざるを得ません。

それで、これには7者入札参加して、1者が参加辞退と、1者が最低制限比較価格未満により失格と、3者が金額が10万円単位だと、2者がさっき言ったみたいは何円単位までだったと。町長、このような入札は、最初から本当に変なというか、疑うような入札結果だと私は思うのですけれども。

今この18号と、そのほかに第7号、これも仕事を取っている事業者ですよ。この業者というの

は、町の除雪の協力業者に登録されている業者ですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

まず、不自然だということについてお話ししますけれども、我々これ開札したときに、通常の入札に比べると着目点が多い事案だと考えておりました。それで、最低制限価格と同じくなるものなのかというのは、私たちもそこは目をつけておりました。結果としては、そういうふうになるタイプの工事種別であったというふうな結論で、まずこれはこれ以上の追求はしていません。

それで次に、7号の工事の業者というのは除雪協力業者かというお尋ねがありましたけれども、具体の業者が分からないのでちょっとあれですけれども、18号に参加している方に関しては除雪協力業者であるかとは思いますが。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 工事番号7号と18号は、同じ業者です。この業者は、除雪の登録業者に登録されているということで間違いないですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

7者のうち4者が除排雪協力業者になっております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 私が聞いているのは、7号と18号を取った業者というのは町の登録業者に登録されているのかをお聞きしました。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） すみませんでした。足りませんでした。準町内業者になっておりましたので、除排雪業者、登録業者にはなっておりません。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 7者入札に参加なって、5者が町の除雪登録業者に入っていますと。やっぱりこういうことをやっていると登録した業者が、こういうことをされると、何で我々に仕事が回ってこないと思えば、除雪をボイコットされることもあり得るのかなと思っているのですけれども、そうなると町も困るけれども、一番困るのは町民なのです。町長、こういう入札のやり方、もうちょっと検討すべきだと思うのだけれども、それで何も不自然ではないと答弁するけれども、町長、どうですか、再度。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 前段の除雪協力業者のことについてですけれども、指名業者の選定に当たって、候補者となる方を名簿から選んでいくのですけれども、その際には除排雪の登録業

者というのはもう加点はされています。総合評価点に加点されていますので、それを受けて、それがここに7者として選ばれたという結果ですので、まず入札結果と除排雪の業者というのは選定の前段階の中で考慮されているということをご理解ください。

ただ、議員の除排雪業者に対する配慮というのは必要ではないかというところは受け止めたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 町内の業者が、そういった業者が5者も入っていると。入っているのに町外の業者、町に税金を納めていない業者が2件とも取っていると。なので、不自然なのかなと私は思わざるを得ません。だから、やっぱりそういうことをすると、町内の業者から苦情が来るのではないかと思わざるを得ません。もうちょっと検討してみたらどうですか、町長。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 申し上げます。

議員おっしゃっていることの意味がちょっと危険な感じがします。我々としては、恣意的に業者を選んだり、入札者を決定しているということとはございませんので、公平に入札をやっているという結果だと受け止めております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 町長、何ら問題がないとのお考えのようですが、私は到底納得できません。このままだと疑念が払拭されないので、公取委、公正取引委員会に調査を委ねることも私は考えざるを得ません。9月に五所川原市で発生した官製談合事件、県庁のOBの副市長が逮捕のようになっては困る。ならないように願って、私の一般質問を終わります。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君の一般質問を終わります。

暫時休憩、11時から再開します。

休憩（午前10時51分）

再開（午前11時00分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

4番、村中玲子君の登壇を許します。

4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 4番、村中玲子です。通告に従い、一般質問させていただきます。質問事項は、1、带状疱疹ワクチンの定期接種化に向けた取組について、2、防災行政無線放送のスピーカーによる改善についての2つです。

①、带状疱疹ワクチンの定期接種化に向けた取組について質問いたします。带状疱疹は、子供の

頃に感染する水ぼうそうのウイルスが治癒後も体の感覚神経に潜伏し、大人になって加齢や疲労によるストレス、基礎疾患やがん、リウマチなどの治療で使用する免疫抑制剤などにより、その人の免疫力が低下することで、ウイルスが再活性化し発症する病気で、日本での疫学調査では働き盛りの50歳を過ぎた頃からその発症リスクは急増し、80歳までに3人に1人が発症する、ほぼ全ての日本人が発症のリスクを持っている疾患です。特徴としては、皮膚上に現れる水ぶくれを伴う赤い発疹と、眠れないほどの激しい痛みを伴う疾患ですが、高齢者では発症した場合、重症化するリスクが高くなります。また、重篤な合併症として、日常生活の質に大きな影響を与える帯状疱疹後神経痛という慢性疼痛を長年にわたり伴うことも少なくありません。さらに、顔の眼部帯状疱疹では、神経合併症などを伴い、重篤な場合、失明や顔面麻痺、難聴などの後遺症を引き起こすことがあります。

この帯状疱疹の発症を防ぐためにはワクチンが有効とされ、現在帯状疱疹ワクチンについては、国の審議会において、来年度定期接種化が了承されています。国は、帯状疱疹ワクチンの接種費用について、公費で補助する定期接種に含める方針を決め、重症化防止を目的に65歳で接種する案を軸に検討を進めています。

昨年の6月に帯状疱疹ワクチン接種の一部助成について一般質問いたしました。定期接種化になりつつある今、もう一度質問させていただきます。50歳代、60歳代での帯状疱疹の発症は、その人の第2の人生、健康で長生きする健康寿命に影響を及ぼします。国の審議会において、この帯状疱疹は、疾患としては他人にうつすことはなく、蔓延するリスクはないが、発症時の重症化を予防する観点から、公衆衛生上、必要なワクチンと位置づけられています。

そこで、提案いたします。国では65歳での接種案を検討していますが、町として発症率が高まる50歳からの町独自の公費助成をすることはできないでしょうか。

また、働き盛りの50歳から65歳、この年齢層は比較的行政サービスが少ないと思います。50歳から接種の公費助成は非常に有意義な政策になると考えますが、見解を伺います。

②、防災行政無線放送のスピーカーによる改善について質問いたします。防災行政無線は、住民の皆様の生命、安全を守るために必要な緊急情報を住民の皆様にお伝えする情報手段の一つですが、よく地域の方々から防災無線の音声聞き取りにくいという声をお聞きます。スピーカーが家のすぐ近くにあっても、少し長い文章だと何を言っているのか分からないのが現状です。当町では、防災行政無線の内容を無料で確認することができますが、外に設置してある防災行政無線のスピーカーの聞き取りにくい音声の状況では、災害があったときなど住民の安全を守ることはできないと考えます。当町における防災行政無線のスピーカーを改善することはできないか、見解を伺います。

ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、村中議員のご質問にお答えいたします。

初めに、带状疱疹ワクチンの定期接種化に向けた取組についてであります。議員ご指摘のとおり、国の審議会において带状疱疹の疾病負荷や带状疱疹ワクチンの安全性、有効性、費用対効果等の審議が続けられております。今年6月の審議会では、带状疱疹やその合併症による重症化予防を目的として、带状疱疹ワクチンを定期接種に用いるワクチンとする方向性を決定し、今後対象年齢等についてさらに検討を進めることとしております。

審議会における現時点での対象年齢の審議状況は、高齢者を対象とすることとし、ワクチンの有効性の持続期間や年代別罹患率等の調査結果から、対象年齢を65歳とする考えが示されており、今後さらに議論が進められていくこととなります。

町といたしましては、带状疱疹ワクチンの定期接種化の動向を注視し、定期接種化が決定した際には、町民の方へ带状疱疹の症状や特徴、ワクチンの有効性、安全性及び接種後の副反応等を周知するとともに、接種費用の一部助成につきましても、定期接種の対象年齢や国からの財政支援の有無等を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の防災行政無線放送のスピーカーによる改善についてお答えします。防災行政無線は、重要な防災伝達ツールで、平時には通信状況のテストを兼ねながらイベントなどの行政情報を、そして緊急時には災害から身を守るために必要な情報などをお伝えしております。

議員から、無線の音声聞き取りにくいので、スピーカーを改善できないものかというご指摘がございましたが、現在町の防災行政無線の屋外子局に取り付けているスピーカーは、ラッパの形をした従来型スピーカーと呼ばれるものであり、短い距離や狭いエリアをカバーするレフレックスホーンと、少し離れた区域をスポット的にカバーするストレートホーンを組み合わせ、なるべく全域に音声が届くように角度を調整して配置しております。

従来型スピーカーを使用している理由であります。当町の防災行政無線は平成21年頃にデジタル化して一斉更新を行いました。その際にコストが安く、標準的に使われていたものが従来型スピーカーであったため、これを採用して取付けを行いました。なお、現在も故障する個数が少なく、使用可能であります。

今では技術開発が進み、次世代型防災用スピーカーが製造され、汎用化されて、その価格も購入を検討できるところまで下がってきております。この次世代型防災用スピーカーは、箱を四、五段積み重ねたような形をしており、従来型と比べ、遠くまで明瞭に聞こえる、近くでも大きな音に感じにくいという特徴があると言われておりますが、しかし実際に設置した関係機関やメンテナンス業者から得た情報によりますと、そこまで明確な違いは感じられないとも伺っております。次世代型防災用スピーカーの価格は、従来型レフレックスホーンと比べて約5倍から6倍となっており、明確な効果が不確定な状況で導入することには慎重にならざるを得ません。まずは、既に導入した

自治体の状況について情報収集し、よく調査してみたいと考えております。

また、試験的に町が設置している1つの屋外子局についている4本の従来型スピーカーを次世代型防災用に交換して効果を検証し、良好であれば聞こえにくい場所や故障した箇所などから順次計画的に更新していくことも検討してまいりたいと考えております。

災害時における防災情報の伝達は大切なことでございますので、スピーカーの性能向上に努め、町民の皆様に安全、安心に過ごしていただけるよう取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君の再質問を許します。

4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） それでは、带状疱疹ワクチンの定期接種化に向けた取組についての再質問をいたします。

私は、昨年6月定例会での一般質問で、带状疱疹ワクチン接種に係る費用負担の軽減に公費助成をしてはどうかを一般質問させていただきました。あれから約1年半がたち、国内の各自治体で独自の公費助成を実施している自治体は、当初の183自治体から、今年11月時点で731自治体と約4倍にも増えました。現時点において、多くの自治体が国の動きに先駆けて独自の公費助成を行っている状態です。それだけ住民にとって必要とされるワクチンであるということは、十分理解できると思います。定期化が決定すれば、一気に事業内容も決定すると思いますので、国からの正式決定はまだありますが、事前に再び一般質問いたします。

それでは、質問いたしますが、本県また隣接する県における公費助成導入の状況と、そこでの助成導入年齢、助成額の設定はどのような状況でしょうか。お伺いいたします。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、県内の带状疱疹ワクチン接種に助成している市町村がありますが、県内では4市町村が助成しておりまして、対象年齢は4市町村とも50歳以上となっております。また、助成額につきましては、ワクチンが2種類あるのですけれども、おおむね半額ほどの補助を実施しております。

そして、他県の状況になりますと、東北では全ての県で助成している市町村がございます。そして、対象年齢は65歳としているところもありますが、おおむね50歳以上としている市町村がほとんどで、助成額にしましてもおおむね半額程度を基本としているところがほとんどでございます。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ありがとうございます。

定期接種化に向けて、各種報道では接種年齢が65歳と記載されていますが、先ほどお答えいただいた県内、隣接する県における助成導入年齢は、65歳もありますが、多くは50歳からの導入であり

ます。また、日本の疫学試験による带状疱疹の年齢別発症割合を見ても、50歳以上の発症が全体の65.7%となっており、50歳代と60歳代でも全体の42%を占めています。住民の健康増進の観点で、50歳からの導入が適切と考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答え申し上げます。

国の動向もさることながらですが、全国的には50歳が妥当だということでございますけれども、私も50歳が妥当な年齢だろうと思っております。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ありがとうございます。ぜひ発症率の高まる50歳からの導入をお願いします。

次に、定期接種化に向けて考えられることであります。自治体ごとに自己負担額が違う可能性があります。例えば現在、定期接種になっております高齢者肺炎球菌ワクチンの場合、近隣の八戸の肺炎球菌ワクチンの自己負担額は2,000円、青森市は2,200円、七戸町、三沢市は無料、平内は1,500円、当町は町からの負担が3,000円で、自己負担額は4,600円から5,800円となっており、このように無料から5,800円とそれぞれ自己負担額が違います。

そこで、带状疱疹ワクチンの定期接種に向けての接種環境についてですが、まだ独自の公費助成がされていない自治体においては、今検討されている65歳以上の平均額助成のまま定期接種となるリスクがあります。接種環境のリスクについて、町民の不利益にならないような対策が必要です。当町では年間平均何人の方が带状疱疹に罹患するのか、当町の带状疱疹の罹患数の実数については正確な数は把握できないと思います。日本疫学調査データに基づいて算出した推計値によりますと、当町ではワクチン未接種の場合、50歳以上で带状疱疹を発症する方は年間82人、带状疱疹後神経痛になる方は17人と推計されます。また、年間にかかる带状疱疹の直接医療費は1人当たり4万2,638円、带状疱疹後神経痛の直接医療費は1人当たり12万7,079円という推計です。带状疱疹になりますと、直接医療費のほかにも、仕事をされている方は带状疱疹による入院や通院による欠勤や、痛みによる職場での労働生産性の低下による間接的な損失があります。

带状疱疹ワクチンが定期接種化された際の住民の自己負担額についてご質問します。带状疱疹ワクチンは、生ワクチンは予防効果は70%未満、効果は5年程度と言われ、一方、不活化ワクチンは、2回の筋肉内接種により、その予防効果は90%以上、効果の持続も10年以上と長く、基礎疾患や病気の治療により免疫機能が低下した方でも接種が可能なワクチンです。これら2つのワクチンの接種費用は、生ワクチンでは8,000円から1万円ですが、不活化ワクチンは2回接種で4万円から4万5,000円とされています。生ワクチンと不活化ワクチンの接種費用はかなりの差がありますが、オーストラリアでの統計ではワクチン接種後の治療費は激減したとのデータが出ており、ワクチン接種

をすることによって医療費を抑えることができます。

そこで質問です。この带状疱疹ワクチンの定期接種化後の町民への自己負担額について、町のお考えをお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） それでは、お答えいたします。

定期接種化後の自己負担額の町の考え方についてであります。まずは定期接種化に当たって、国からどのぐらいの財政支援があるのか、そういったものなどを、あと近隣の町村の状況も踏まえて、なるべく町民の方が接種できるような自己負担額の設定にしたいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） これから当町において定期接種事業が開始されるに当たり、近隣の町村、先行自治体の状況とか、地域住民が2つのワクチンを正しく知った上で選択できる制度設計をしていただき、ぜひとも半額程度の補助をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の再質問をさせていただきます。防災行政無線放送のスピーカーによる改善について質問いたします。防災行政無線放送のスピーカーは聞き取りにくいとの町民からの声が多数あります。そこで、戸別受信機がありますけれども、戸別受信機と電話サービス、音声サービスについて質問いたします。

まず、戸別受信機にはどのような機能が備わっているのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

戸別受信機については、屋外子局で放送されたものを、そのまま同じような内容をラジオのようにうちで聞けるもの、それとあと聴覚障害の方のおうちには、これ20台くらいしかないのですけれども、文字がメッセージのように流れる画面つきのもの、こちらの2つがございます。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ありがとうございます。

次に、防災無線の内容を無料で確認できるサービスがありますけれども、このテレホンサービスは災害時など問い合わせる人が多くなって、つながりにくくなることはないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

自動応答サービスについては、電話番号、確かにたくさんそろえているわけではないので、10件以上同時に問合せされたときなどにちょっとつながりにくい状態になることはあります。

○議長（岡山義廣君） 4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） ありがとうございます。

このテレホンサービスでありますけれども、このテレホンサービスはあくまでも防災無線の内容が聞き取りにくいと感じたときに利用するものであって、防災無線そのものが聞こえなかった場合、テレホンサービスで防災無線を聞こうという行動はしません。近年は、住宅の気密性が高くなり、防音性も高まり、外からの音が聞こえにくくなっている状態の住宅も増えており、さらに風や雨などで防災無線の音がかき消され、それに夜に災害が起こり、就寝していると、防災無線の情報は全く気づかないことが予想されます。したがって、防災無線が風雨でかき消されても受動的に防災情報を得る手段が必要だと考えます。また、防災無線は、日本語で発信する以上、日本語が分からない外国人には全く情報が伝わらないのも問題です。これらの問題を補うことができるのが戸別受信機ではないでしょうか。これならば、日本語が分からない外国人でも、戸別受信機の音声をスマートフォンのマイクに近づければ、各国の言葉に変換してくれます。しかし、当町での戸別受信機の貸出しは、現在無償では限られた方への貸出しとなっており、有償だとしても高額での貸出しだという仕組みになっています。

ご質問します。災害時の情報について、複数のルートで情報をお届けする仕組みづくりが重要と考えます。これから先、行政アプリでもぜひ防災情報を発信できる機能を導入していただき、戸別受信機の貸出しにつきましては、もっと幅広く、必要な人が持ち、有償だとしても低額で貸出しするべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

まず、戸別受信機ですけれども、今町のほうで準備しているのは200台になります。200台全てを使っているわけではなく、手持ちの部分もあります。それで、どういうところにつけているかといいますと、病院とか老人ホーム、その他学校とか、連絡を確実に取りたいところ、あと高齢者のところ、あと障害を持たれる方、このほかにスピーカーの位置が自宅からどのスピーカーも離れていて聞き取りにくい方、ここには無償で今、難聴対策ということでお出ししておりますので、先ほど言ったように費用を払って負担してということではなく、町のほうに相談されれば、やっぱり聞き取りにくい箇所ですよということで、無料でお出しすることはできます。

戸別受信機を仮に野辺地町の世帯、おうちなど全部に配った場合に、6億円くらいかかるという試算もあります。そこで、先ほど複数の通信方法でということで、防災アプリに関しても検討はしておりまして、今、平成27年くらいから総務省の総合通信局で防災無線の通信方法、この電波の方法について、変更する可能性があるかと検討を始めていて、その中で戸別受信機を町でたくさんお金かけて、仮に6億円かけて整備しても、すぐに通信方法が変わって、その言っている通信方法とい

うのは戸別受信機に向かないとされているので、これが無駄にならないように、防災のアプリに切り替えた場合も検討していました。

これも皆さんお持ちの携帯電話とかスマホのほう、こちらはアプリをダウンロードしていただいて、それで受信する。今まで戸別受信機が配られていたおうちなどについては、タブレット型の端末を町で200台くらい準備してお渡しする。こちらで6,000万円ぐらいかかるとされております。なので、今の防災無線、今のところは大きな故障もなく、お金がかかっていませんけれども、もし総務省のほうなどで無線方式を切り替えるといった対応が出ましたら、こちらで防災アプリのほうを整備することは前向きに検討して、そうなった場合に外国の方にもお知らせできるし、届いているメールは必要なときに開けて見るができるというふうな、その心配には対応できると思います。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 今のお話は、いつ頃というのは決まっているでしょうか。まだ決まっていないということなので、決まっていないのであれば、それまでの間、例えば戸別受信機を希望する方にお配りするということは、希望を取るということではできませんでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 希望というか、こちらのほうに声を寄せていただければ、町のほうからそのお宅の位置を調査しまして、必要であれば対応していきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ありがとうございます。いつ起こるか分からない、災害はいつ来るか分かりませんので、安全に避難できるようにしていただけるよう、よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君の一般質問を終わります。

11番、赤垣義憲君の登壇を許します。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 11番、赤垣義憲でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いましてご質問させていただきます。

私の質問は5つございます。まず1つ目、競争入札についてお伺いいたします。9月定例会の一般質問でも伺いましたが、競争入札に関する答弁の確認を含めて伺ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

工事代金を積算するソフトについて、「バージョンにもよりますが、正確に打ち込めば、ある程度のは出てくる。国の基準と同じ率で全部使っている場合は、割と正確に当てられる場合がある」と答弁いただきましたが、これについて詳しくお聞きしたいと思います。

最低制限価格が円単位で同額となった案件がありましたが、この説明答弁からすると、根本的な条件として、町が使用しているソフトと工事業者が使用しているソフトが全く同じものでなければ同額算出はあり得ないという認識に至りました。さらには、ソフトに入力する単価などの数値が全く同じであることも、同額積算には必須と考えられます。それでも入札額が同額となった理由が、業者と町が同一のソフトを使用して積算したからであると受け止めておられるのか伺いたします。

2つの業者が単価などの数値を全く同じに入力することは、現実的に可能であるのか伺いたします。

2つ目の質問です。地方債償還計画と公共施設の更新について伺いたします。地方債を民間企業で考えた場合は、借入金とイコールであると認識しております。その借入金には大きく2通りあると考えていて、1つは設備投資などに用いる資金の借入れ、もう一つは資金不足を解消して事業を継続していくための運転資金の借入れ、分かりやすく言うと、目的がある、つまりは形が残るものの資金と、言い方がふさわしくないかもしれませんが、消えてなくなる資金の2種類に分けられるのではないのでしょうか。

町が利用している地方債は、公共事業を実施することが目的、つまり設備投資型がほとんどですが、そうではない運転資金的なものもあります。それが臨時財政対策債です。臨時財政対策債は、第2地方交付税とも言えるもので、その性質は自主財源や地方交付税と同様に、使い道が限定されているものではないと承知しています。つまり運転資金的な性質であるという理解をしています。

臨時財政対策債は、国が地方に充てる予算が十分ではなく、算定した地方交付税の全額が交付できない場合に、その不足分は地方自治体、要するに町が借入れをして財源を確保してください、後から国が補填しますと促しているものだとして認識しています。ただし、これは幾ら借りてもよいものではなく、借りて使ってもよい金額の枠、つまり借入限度額を設定しているだけで、必要なら借りればよいし、何とかやりくりできるなら借りなくてもいいというものであり、必ずしも使わなければならないというものではないという認識であります。

実際に野辺地町では、令和4年度の当初予算で7,100万円あった臨時財政対策債を使わずに、約1億7,600万円余りの黒字収支となりました。地方債を使わなかった、つまり7,100万円を借金しなかったことによって、後年度にこの分の返済額が減ることになります。会社で言うところの運転資金に当たる借金は、中には戦略的に利用する企業もあるかもしれませんが、できることなら借りたくない、使いたくないというのが経営者の本音ではないかと思います。借りたお金は返さなければならないというのが当たり前ですから、先行き不安があり、返済能力があるかの判断が難しい場合は、借りるという選択はしないと思います。

しかし、先般の町の説明では、臨時財政対策債は有効に活用して財政運営をするように県から指

導を受けているとの説明がありました。この説明は、民間企業感覚ではなかなか考え難い内容であることから、県からの指導内容について詳しくご説明いただきたいと思います。

後の年度にわたって町民が公平に負担していくというのも、地方債を活用する理由の一つであると言われています。なるほどと思う一方で、本当はお金がないからではないのかという疑念も持ちます。仮に後者であるとするならば、少しでもお金がかからない方法を模索して、その方向に進めるべきというのが私の考えです。

例えば役場庁舎建設事業に関連して借り入れた地方債は、20年という長期にわたって返済が続きますが、これは現在野辺地町で暮らす人だけが建設費全額を負担するのではなく、将来にわたって各世代の町民の皆様が公平に負担することを意図しているものと認識しています。と同時に、一方では20億円以上もの財源は持ち合わせていないから、分割で支払っていくという理由もあったのではないのでしょうか。

財源が乏しいのであれば、既存の施設を改修して再利用するという方法も選択肢としてあったはずで、限られた財源をできる限り浪費しないように検討して進めることこそが野辺地町の財政状況に見合った身の丈に合った財政運営と言えるのではないのでしょうか。

これから必ずやってくる多額の財源を必要とする公共施設更新の時期を視野に入れた財政運営、特に地方債の償還計画は不可欠であると考えております。将来の財政運営状況や地方債償還計画を伺うと、現時点では信頼性のある答弁ができないと言われますが、20年先、あるいは30年先の財政見通しや財政状況の予測はしていないのか、予測はしていても、その見通しを示す考えがないのかお尋ねいたします。

公共施設の更新、特に現在計画が進められている統合小学校建設も見直す必要があると考えます。完成後に児童数が半減して、相当数の教室が空いてしまう学校建設を進めるよりも、中学校校舎を増築して小中統合を目指し、三戸町や六戸町のような9年制の義務教育学校とすることが、財政面でも、子供たちの学習環境や学校生活面でもよい方向に進むと考えますし、町民からも「お金がないのなら中学校と一緒にすればいいでしょう」という声が聞こえております。それでも統合小学校新築計画を見直すことなく進める明確な理由を改めてお聞きいたします。

3つ目に、役場庁舎の維持管理費についてお伺いいたします。この新庁舎が完成し、これまで健康増進センターや中央公民館で従事していた職員は新庁舎での勤務となりました。新庁舎運用開始から数か月がたち、旧庁舎、増進センター、公民館を含め、これまで執務に使用してきた施設の維持管理費と新庁舎の維持管理費を比較できるデータがそろったと思いますので、維持管理費の比較、特に光熱水費や通信費など、通常的にかかっている経費の比較数値をお示し願います。

4つ目に、公共交通機関の現状を踏まえた歩行者への安全対策と支援策についてお尋ねいたします。食料品をはじめとした生活物資を買物するにも、医療機関へ通院するにも、この町で暮らす人

たちにとって移動手段の確保は最重要課題の一つであると認識しております。

9月の一般質問で、公共交通機関の不便さを訴えましたが、町は現状の支援策を継続実施するという答弁であったと思います。町民バスなど、町民の足を確保する対策を実施しないというのであれば、せめて歩道の整備や積雪時の歩道の確保は最低限必要であると考えます。特に冬期間は、積雪によって歩道が確保されず、すり鉢状になった車道を歩かざるを得ない状況で、とても怖い思いをしているという声を聞きます。これは、歩行者のみならず、車を運転する側も気を使う状況であり、一步間違えば重大事故につながりかねません。

誰もが安全に移動できる町民バスなどの移動手段を整備するのか、安全に安心して歩ける歩道の整備や積雪時でも歩くスペースを確保するなどの対策を実施するのか、町民の移動手段に関して町はどのような支援を検討していくのか、改めて町長のお考えをお伺いいたします。

最後に、野辺地町過疎地域持続的発展計画における再生可能エネルギー促進についてお尋ねいたします。令和6年5月に修正された令和3年度から7年度にかけての野辺地町過疎地域持続的発展計画の中に、再生可能エネルギーの利活用の推進とありますが、今後の再生可能エネルギーの利活用について、町長はどのような展望をお持ちかお尋ねいたします。

以上、5つの質問について、簡潔にご答弁願います。ありがとうございます。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、赤垣議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、競争入札についてであります。町が設定した最低制限価格と入札額が同額となった理由が、業者と町が同一のソフトを使用して積算したからであると受け止めているかというお尋ねですが、町と同一のソフトとは申しませんが、同様の計算結果に導く積算システムがあれば可能であると受け止めております。

また、それに入力する単価などの数値も、町が設計に採用した単価を読み当て、同じく入力すれば、最低制限価格と同額の入札は可能であると考えております。

さらに町の積算システム及び町が設計に採用した単価と全く同じではない場合でも、最低制限価格と同額の入札が起きることがあるとは考えております。例えば複数の積算項目で若干の差が生じていても、積算項目ごとの数値集計の際、プラス・マイナスがちょうど相殺される場合が考えられるためであります。

次に、2つの業者が単価などの数値を全く同じに入力することは現実的に可能であるかとお尋ねでございますが、それぞれの業者がそれぞれの手法により必要な資材の調達額、建設機械の費用及び人件費などを調査し、見積もった結果の入札額であると捉えております。この2つの業者が全く同じように積算したかどうかは不明ですが、同額の入札額を見た限り可能であると考えております。

2つ目の地方債償還計画と公共施設の更新についてであります。臨時財政対策債に関する事、財政見通しや財政状況の予測に関する事及び統合小学校建設事業の見直しに関する事の3つの区分に分けてお答えします。

1つ目の臨時財政対策債について、まずはその制度を説明いたします。臨時財政対策債は、国において地方交付税を交付するための財源に不足が生じたため、その不足する金額を各地方公共団体が地方債を発行し賄うこととなり、これにより発行される地方債であることから、実質的には地方交付税と位置づけられるものであります。

発行した地方公共団体が支払うことになる元利償還金は、地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないように、その後の年度に国が全額を地方交付税によって措置することとされております。

また、臨時財政対策債を発行する、いわゆる借りるか借りないかは各自治体が判断するものであると認識をしております。

なお、先の議会で担当課長から、県の指導というお話をしましたが、県担当者から臨時財政対策債に係る、こうした制度の一般的な内容を受けていたものであります。

臨時財政対策債の発行について、ここ数年は毎年度の財政状況を鑑みながら対応している状況にあります。町といたしましては、住民の福祉や利便性の向上、さらには今年10月から開始した子ども・子育て無償化事業などを含め、町の事業を総合的かつ継続的に進めていくため、多様な財源の一つとして臨時財政対策債も貴重な財源であると考えております。

次に、財政見通しや財政状況の予測に関する事についてであります。世界情勢の先行きが見通せない中であって、国や県において様々な政策の再検討や見直しが進められております。当町を取り巻く状況も変化していく中で、20年先、30年先の財政の各数値について、信頼性を持ってお答えすることは難しい旨、これまで繰り返し回答しているところであります。

最後に、統合小学校建設の見直しに関する事についてであります。財政面、学習環境や学校生活面の観点から、三戸町や六戸町のような9年制の義務教育学校のご提案がありました。これまで議会の一般質問、令和3年3月、令和5年3月、令和5年9月において、小中一貫校スタートのメリット、デメリットのお尋ねや、導入について検討してほしい旨のご質問があり、当時の新渡教育長からは、利点や欠点、共にあるが、大切なこととして、小中一貫という形にこだわらず、義務教育9年間を見通した教育課程を捉え、児童生徒、学校、地域の実情等を踏まえ、具体的な取組内容の質を高めることであり、そのためには小中連携などのソフト面での充実が重要になってくるとし、施設一体型でなくても教育効果は期待できると答弁してきております。町としては、その考えは今も変わりません。

また、両町と野辺地中学校の敷地面積や施設規模を比較しますと、三戸学園が7万9,576平方メートル、六戸学園は5万9,999平方メートルであり、両学園とも体育館が2つ、三戸学園に至っては2

つのグラウンドがあります。

一方、野辺地中学校校舎を増築して小中統合校舎にする場合、現在のグラウンド部分に校舎や体育館、駐車場を整備することになるかと思いますが、敷地内では小中学校で使用するグラウンド整備が難しくなります。仮に前田商事株式会社様に売却した中学校南側用地約7,800平方メートルを取得し、グラウンドを整備することとした場合、小中学校からグラウンドを見ることができないことや、児童生徒は町道を渡ってグラウンドへ行くことになり、安全面で課題があります。

議員がご指摘する統合小学校の校舎が完成した数年後には、児童数が半減し、相当数空き教室が生じることではありますが、基本構想で余裕教室の転用について、4点ほど提案しております。

外国語科に特化した特別教室や町の文化等に関する教室、地域連携、社会教育との連携のための特別教室、そして不登校児童等の支援の場、安心できる居場所となるような教室等への転用であります。

また、このたび改築工事設計業務の受託者から、教室の間仕切りは一部乾式壁を採用し、教室の再編成や施設の用途変更に対応できる設計の提案がなされました。

今後受託業者の知見も踏まえ、空き教室が有効に活用できる転用方法を、基本構想の提案も含め検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、小中一貫校のメリットやデメリット、安全面の課題などを総合的に勘案し、現在の野辺地小学校敷地に建設することは、児童にとって快適な学校生活を送れる校舎を実現できると考えております。財政面については、可能な限り事業費の削減に取り組んでまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

続いて、3点目の役場庁舎の維持管理費についてお答えいたします。光熱水費等の比較には、四季を通じた1年以上のデータ、特に夏冬の冷暖房費のデータ等が必要であります。新庁舎は開庁してまだ4か月ほどであり、試行錯誤しながら空調管理を行っているほか、冷房や暖房をフル稼働する期間のデータがそろっていない状況にあります。

また、維持管理費には光熱水費等のほか、コピー機等事務機の使用料や施設管理委託料なども含まれますが、現在比較する事務機の精査を行っていることや、年払いの契約となっているものもあり、比較するためのデータがそろっておりませんので、今回は燃料費、光熱水費、電話料の3つの経費について、比較できるデータがある10月分の1か月分についてお答えします。

令和5年10月と令和6年10月の燃料費、光熱水費、電話料の施設別支払額との比較について、順にお答えします。燃料費は、令和5年は旧庁舎6万7,000円、健康増進センター10万5,000円、公民館1万円の計18万2,000円に対し、令和6年は新庁舎2,000円、公民館1万5,000円の計1万7,000円で16万5,000円の減となっております。光熱水費は、令和5年は旧庁舎39万6,000円、健康増進センター10万6,000円、公民館33万円の計83万2,000円に対し、令和6年は新庁舎60万9,000円、公民館

28万8,000円の計89万7,000円で、6万5,000円増となっております。電話料は、令和5年は旧庁舎10万3,000円、健康増進センター7万1,000円、公民館6,000円の計18万円に対し、令和6年は新庁舎26万7,000円、公民館6,000円の計27万3,000円で9万3,000円の増となっております。燃料費、光熱水費、電話料の3つの合計では、令和5年は旧庁舎56万6,000円、健康増進センター28万3,000円、公民館34万6,000円の計119万5,000円に対し、令和6年は新庁舎87万9,000円、公民館30万9,000円の計118万8,000円で7,000円の減となっております。

なお、旧庁舎は解体されましたが、中央公民館の事務室は一部引き続き使用しているほか、健康増進センターには社会福祉協議会が入居し、代わりに老人福祉センターの事務室等ほとんど使用していないなどの状況も踏まえ、今後新庁舎の使用が軌道に乗っていく段階で維持管理費のデータを検証し、節減等に努めてまいりたいと考えております。

続いて、4点目の公共交通機関の現状を踏まえた歩行者への安全対策と支援策についてお答えします。公共交通施策については、今年度コミュニティバスの運行で成功している自治体へ出向き、情報収集するなど、引き続き調査研究を進めているところでありますが、まずは現状の路線バスについて関係市町村と連携し、その維持を図っていくこととしております。

次に、歩道の整備等についてであります。日頃から町民の安全を心がけ、パトロールの実施や町民からの連絡等を受け、迅速に修繕等の対応に進めているところであります。

冬期間の歩道除雪についてであります。今年度は13.1キロメートルを業者委託しており、通学路を優先的に除雪することとしております。

また、積雪時の歩道スペースの確保については、定期的に排雪を行って歩道のスペースを確保するよう努めております。どうしても積雪状況次第では歩きづらく、歩行者へご不便をおかけすることとなりますが、町としても除雪業務については鋭意努力して取り組んでまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

続いて、5点目の野辺地町過疎地域持続的発展計画における再生可能エネルギー促進についてありますが、今後の再生可能エネルギーの利活用に関わり、どのような展望を持っているのかお答えいたします。

国は、2050年までに脱炭素社会の実現を目指していることを踏まえ、町といたしましても脱炭素社会実現に向けた活動に取り組むことが必要であるほか、地球規模で温暖化が進む中、環境負荷の少ないエネルギーとして、地域資源を利用した再生可能エネルギーの活用、導入が求められていると認識しております。

しかし、近年再生可能エネルギーの設備の導入、設置が進んでいる中、各設備で様々な課題や問題が発生している状況にもあり、推進する国がその課題や問題への対応、対策に後れを取っている状況にあると感じております。

議員お尋ねの再生可能エネルギーの利活用に係る展望についてであります。設備の設置を計画している事業者が法令等を遵守し、町が定めているガイドラインに沿った対応をはじめ、地権者だけではなく、周辺の地域住民の理解を得て、地域と共存できる体制を築き上げていくことが重要であり、町といたしましても必要な協力を行い、脱炭素社会の実現に向けた活動の一環に結びつけながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君の再質問を許します。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ご答弁ありがとうございました。では、1つ目の質問から再質問させていただきたいと思います。

まず、競争入札についてご答弁いただきました。同一とは言わなくても、同様のシステムを使用して、あるいはソフトを使用して、同様の単価を打ち込めば、同じような金額が出るというお話を、9月議会でも同じような説明をいただきましたが、これについて少し伺いますが、その積算ソフトで算出された金額、この金額というのは工事価格というイメージを持つのですが、その工事価格と予定価格、最低制限価格、この関係性というか、積算システムで出た金額が予定価格に近い価格なのか、最低制限比較価格とぴったりの価格が出るのか、ご説明願います。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

工事の積算システムで出るのは、工事価格が出ます。これをそのまま、設計された工事価格をそのまま尊重すると予定価格が同じく出ますけれども、最低制限価格についてはそこから一工夫必要です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 積算ソフトで算出して出てきた金額というのは、最低価格、最低制限価格ではないという今ご説明だったと思います。そのまま工事価格を予定価格として町が採用すれば、それが予定価格となって、工事業者が積算した工事価格、仮に同じ数値を打ち込んで、同じ工事価格が出たとすれば、予定価格満額100%で入札するのもあり得るという説明だったと思います。ありがとうございます。

町長の先ほどの答弁で、2つの業者が単価などの数値を全く同じに入力することは現実に可能であるのかという質問に対して、様々説明があって、最終的には可能だと考えているという答弁をいただきました。ということで、積算ソフトについて少し伺ってまいりたいと思います。業者が同じ同一ソフト、町と同じソフトを使用していたとすれば、同じ金額が出てくると思われるのですが、町で使用しているソフトが業者に知られているということになるのかなと考えてしまうのですが、

要するに同じ金額が、一致した金額が出てきたということは、同じソフトを使っているのではないのかなと単純に思ったのですが、町が使用しているソフトは各業者が知り得る情報でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

業者が同じソフトを使用している可能性ですが、まず町が使用しているソフトについては、標準的に自治体等で使っているものだということは推測されていると思います。それと同じものを手に入れられるかどうかは別ですが、手に入れているという事例も見たことがあります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） その積算するシステム、ソフトは、この世の中にといいですか、一般的に何種類ぐらい存在しているのか、町のご認識を伺います。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

町のほうでは導入する際に、ちゃんと団体のほうから手に入れる形の、建設物価調査会の単価などを見ている団体のほうから手に入れることになっているので、多くは知りませんが、ゼネコンさんなどを相手にしているコンピューター関係の会社では、ある程度のものは持っていると思います。ただ、これが町に営業に来ることはないので、何種類くらいあるなどの把握は、こちらではしていません。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） インターネットで工事積算ソフトみたいな感じで検索をすると、私が見た感じでは七、八種類はずらっと出てきます。そういう多種というか、かなりの数の中から業者さんが選んだソフト、町が選んだソフトが一致するというのも、これは確率としてはそう高くはないのかなと思っています。

様々積算ソフトがあるのですが、この積算ソフト、積算システムによって算出される数値というのは、仮に同じ数値を入力した場合、算出される、要は計算されて出てくる金額というのは、ソフトの違いによって変わるのか、同じ金額が出てくるのか。その辺の受け止め、ご認識を伺います。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

ソフトについて詳しく承知しておりませんが、ある程度のところは出てくるのだと思います。ただ、このソフトが七、八種類あると言いましたが、そちらの多分使う単価の部分は、どれを引っ張ってくるかというもののバージョンは、カーナビなんかもそうですけれども、常にお店とか道路の状況が変われば反映するものもありますが、工事価格をどれを持ってくるかというのは、

その値段とかシステムによって違いがあって、そこで差が出るけれども、計算式そのものには大きな違いはないと思っています。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ちょっとお聞きしますが、これまでに業者さんから、業者が使用しているソフトについて、町として聞いたことというのはあります。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

先ほど前の一般質問のときでもお答えしましたが、業者の方が営業上のノウハウで得られる部分になりますので、町からお聞きしたことはないです。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 同額での入札が2者存在したという現実があったのですが、その業者が町と同様のソフトを使用している可能性がある、町はそういう認識は持たれていますか、現時点で。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えします。

工事第18号の入札結果を見たときに、同一、あるいは同じように計算結果が出るシステムを使用している可能性があると思っています。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） それは、18号の入札結果が出た時点からですか。その前からそのような認識はありましたか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） その前の工事、7号の工事、先ほどの木戸議員のときにもありましたけれども、同じく土木一式の金額の高い工事のときに、もしかしたら同じようなものを使っているのではないかというふうには関心は持っておりました。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 私も同じシステム、ソフトを使っているのではないかなと、金額を見た時点で思いましたけれども、2者同一価格ということになってしまったわけですが、つまりは今課長がご認識を示したとおり、同じソフトを使っている可能性があるという認識を持たれたことで、町として今後もその積算ソフト、積算システムを使い続けるということは、私は不適切であると考えるのですが、町としてそのソフトを変更する、あるいはシステム自体をリニューアルするという考えがあるのかどうかお尋ねします。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 町で使用している工事の積算システムについては、ちゃんと国交

省の基準で、公共工事はこのように積算しなさいという各種係数、そういったものが全部入ったものになりますので、それを使わざるを得ないと思っております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 最低制限価格というのは、それ以下の金額であれば失格になるという金額です、皆さんご存じだと思いますが、それ以下で入札すれば失格になってしまうのです。ということは、この最低制限価格を知ってさえいれば、必ず落札できるということになります。それだけに、この最低制限価格というのはかなり重要な価格であると言えると思っています。

最低制限価格を割り出すべを知ることは、どの入札においても安定して落札できることになります。皆さんが予定価格に近いところで入札しても、最低価格を積算、はじき出せる業者さんがいたとすれば、毎回最低価格で入れば毎回落札できるということにつながるかと思います。

先ほどの前の議員の質問の中で、500万円以上の最低制限価格を決めるのは誰かという質問をされたと思いますが、私もそれを聞きたかったのです。町長のお答えは、担当から上がってきた、要は見本のような価格が提案というか、提供されて、それを決裁した。要は、上がってきた金額を自分は決裁しただけだという答弁をされたと思うのですが、この認識で間違いございませんか、町長。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） そのように。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 防災管財課長は、その金額は提示するけれども、全くそれと同じ金額を町長が書くのか、町長が独自でその金額を少し動かした違う金額を書くのかは分からないという防災管財課長の説明だったのですが、防災管財課長、これ間違いはないですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 言ったのは、予定価格あるいは最低制限価格の作成の資料を担当のほうで作って、それを決裁すべき方が決裁します。その際に、予定価格調書を作成して封筒に入れます。これに書き写すのを、同じ額を書き写していると思うのですけれども、書き写したかどうかは、入札会場で封を開けるまで分からないというふうに答えたとします。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ちょっと理解が難しいのですが、最低価格調書というのは、誰がどのように作成するものですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 最低制限比較価格というのは、予定価格を作成して、予定価格から消費税を除いた入札書比較価格というものを書きます。それが2つ目の数字です。その次に、最低制限価格というのをつくって、最低制限比較価格というものをつくります。この4つの数字、こ

れが資料に大体出てきます。これをまず作成します。そのときに出来上がります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 入開札一覧表というのを見ると、今おっしゃった4つの数字が並んでいます。今問題にしているのは、最低制限比較価格、これと同額になった、しかも2者というところがかなり注視されているところなのですけれども、今の課長の説明だと、この最低制限比較価格というところも、要は担当課のほうではじき出して、これでいかがですかと町長に伺いを立てる、要は決裁をもらうという流れという解釈でいいのですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

最低制限比較価格は、予定価格をつくったときには一緒につくるような形なのですが、これは担当のほうでつくりますが、予定価格を作成した後に、もう国交省のほうで最低制限価格の設定方法というのが決めてあります。町はこれと同じなので、例えば直接工事費の97%の額、共通仮設費の90%の額、現場管理費の90%の額、一般管理費の68%の額、これを入れて算出したものが大体になります。これについては、業者のほうも入札の通知のときに一緒に同封している率になります。なので、これから作成しますので、調書を担当がつくった段階で出来上がっているということになります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 公共建築工事共通費積算基準というやつの中身も同じそのパーセントが出てくるようですが、今言った各4項目、パーセントがあるのですけれども、予定価格の75%から92%の範囲内でなければならないというところもあるのです。これは、計算上どなたも業者さんが知り得ることだと思うので、ここについてはあまり問いませんが、要は先ほどの説明で言うと、積算して出てきた最低制限比較価格というのは、これでいいですかと町長に確認をして決裁をもらっているという流れに聞こえるのですが、先ほど町長もそれを決裁したと答弁されていました。ということは、最低制限比較価格は担当課が積算した価格とイコールという解釈になるのですけれども、これについて確認したいと思います。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 担当のほうで資料を作って最低制限価格というのは算出されます。その後、そのケースによるのですけれども、その価格が積算でイコールになる場合と、その価格は使わないで、予定価格の75から80、85……ある一定の範囲内で自由に記載できるという2パターンございます。ですので、担当課が作成した金額をそのまま記載しているかとなると、そういう場合もありますし、そうでない場合もございます。あまり詳細に説明すると、ちょっと支障ありますけれども、一応そういうパターンがあるということはお承知おきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今の説明からすると、つまりは最低制限比較価格というのを決めるのは町長であって、それを知り得るものは、要は同じ金額を書くかもしれないし、違う金額を書くかもしれない。それを知り得るものは、町長以外にはいないという解釈でよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 今の18号工事については、同じ価格を書くものであります。ただ、そのほかのものについては違う場合があります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ちょっと今の説明、理解できないので、もう一度お願いします。

○議長（岡山義廣君） 担当課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 今の18号工事の場合は、先ほど直接工事費の何%とかといった率で、確実に円単位で数字が出てくる、この最低制限比較価格を書くことになります。それ以外のこの率によらない方法によるものが中にはあります。そういった場合に、先ほど副町長が答えたように、範囲内の中から選んでいくことになります。それは、担当者と決裁者で意見が分かれるときもあります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 18号については、最低制限比較価格をそのまま書くことになりますと今説明されたのですが、その意味がちょっと分からないのですけれども、こういったことですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 担当者が積算して書いていた額というのは、国交省の基準で額を書きなさいとなっている額ですので、それは担当者であっても、権限者が町長であっても、同じ国交省の積算の仕方に沿って同じ額を書くことになるというお話をしています。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ありがとうございます。それイコール、町長がその金額を必ず制限価格、最低制限比較価格として書くというのはイコールという解釈でいいのですか。積算して整理した金額以外の金額を町長は書けないという説明ですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 基本国交省の計算方法に沿った額はこれだという認識は町長はされると思います。そのとおりに書き写せばそのとおりに書かされますけれども、数字を1か所、2か所、もし間違って書き写していても、それが予定価格調書になってしまいます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） つまりは、全く一緒、書く数字は町長次第というところだと思います。あ

りがとうございます。もし私の認識が違っていたら、後でお知らせいただければと思います。

9月の議会の質問のときの答弁で、要は正確に打ち込めばという説明をいただきました。その正確に打ち込むという内容は、材料単価とか、人工とか、様々あると思うのですが、それが先ほど町長が説明された、それぞれの業者がそれぞれの単価とかそういったところを、それぞれというところを強調されておりましたけれども、要はそれぞれ正確に打ち込めばという打ち込む内容、これはそういった解釈でいいのでしょうか。単価だったり、人工だったり、材料費だったりというのを打ち込む内容、要は正確に打ち込めばという説明は、その打ち込む内容はそういった類いのものと解釈してよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 今回の18号に関しては、数量、数値、数量のほう、そちらについては多分、見えているタイプの入札になると思います。なので、単価、人工ではなくて、何人という掛け算ではなくて、その人1人が幾らで働くかというほうもちゃんと打ち込めば出ると思います。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 18号の案件で、2者が最低制限価格と同一価格になったわけですが、金額が何千何百何十万何千円となって、端数が切れている金額ではないのです。前も質問のときにお示ししましたが、184円という下3桁ですが、そこまでが同額だったわけです。1円単位まで同額となるということは、現実的にあり得ることなのかというところをもう一度町長、見解をお示しください。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 答弁申し上げます。

現実的にあり得るのかということをおっしゃられても、あってしまったというふうなことでございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） あってしまいましたよね。同一価格を導くためには、打ち込む内容が同じでなければならないのかなと私は思うのですが、その打ち込む内容、要は同じ金額を算出するために打ち込む内容、数量だったりというのは、どの業者も、その数量、同じ数量を、データを入力することは可能ですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 工事のときに縦覧するものがあります。今回の縦覧設計書を見れば、数字についての数量のほう、こちらの数字については見えているかなとは思いますが。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） では、その縦覧できるデータ、数量というのをそれぞれの業者さんが同じ

ように、その数量を打ち込めば同じ金額がはじき出されるという認識をお持ちだということでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） そのようになります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 前の答弁でも、今回の答弁でも、割と正確に当てられる場合があるということで、当てられるという言い切りはされていないわけですね。ということは、やはり中谷議員がおっしゃった宝くじを当てるのと同じような感じだということで感じざるを得ないのですけれども、ずばりお聞きします。この入札制度の上で、入札制度上、入札の参加者が最低制限価格を知ることが可能ですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） それは、指名通知書などに同封された書類を見て計算して知ることが出来る環境であれば知れると思います。もう一つの考え方ですけれども、どこかから数字だけを知るとするのは、我々は今のところはそういう事実とかは確認しておりません。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 指名審査会長の副町長にお聞きしたいのですけれども、入札日を前にして、どの業者が入札に指名されたのかを知るすべはありますか。要は、ちょっと今の最低価格とは離れるのですけれども、入札日を前にして、どの業者が入札指名をされたのか、周囲の人、一般の人でも業者さんでも、知り得る方法、知ることはできますか、副町長。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 指名審査会で決まれば、個々の業者についてを出すだけです。通知を受けた業者は、自分がもちろん指名されたということを知ることになると思います。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ありがとうございます。では、どの業者が指名に入ってくるかというのは、ほかの人は知らないということですね。ありがとうございます。

今の説明だと、入札に参加する業者名、つまり指名された業者名が知られていたという話をちょっと耳にしたのです。要は、知られるはずもないことをほかの人が知っていたという情報をちょっと耳にしたのですけれども、これというのは情報漏えいが疑われると思うのですが、副町長、このことについてご存じでしたか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） うちでは、先ほど言ったとおり、各業者に通知しているだけでして、役場から情報を業者に知らせるということはございません。

あと、その通知を受け取った業者同士で、ふだんどういう連絡を取っているかは承知しておりますけれども、役場からそういう情報を出したということはないということでございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） また、最低価格のほうに戻りますが、もうほかの質問の再質問をする時間がなくなつたのですけれども、改めて聞きます。最低制限価格は、入札日の何日前に決定されますか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 多分高い金額のものについてお話しされていると思います。約1か月くらい前には、執行の伺いなど、実施執行伺いなどの際に決定されるかと思います。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 1か月前に最低制限価格が決まっていることですが、その決まるという自身は、要は町長が金額を書いて封筒に入れて封をするというのが1か月前ということでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） その段階ではなくて、議会で工事費を例えば予算化していただきました。その予算化された工事費をいよいよ使いますと、設計したら幾らですという、この段階があります。その段階を経て、その後にこのくらいの金額の工事ですけれども、指名審査会のほうで業者を選定してくださいと来ます。業者選定をした結果を通知したときに、ではこの業者に依頼しますというときにやっと予定価格調書というのをつくりますので、そのときに初めて最低制限価格というのが決まります。だけれども、その1か月前の実施などの伺いの際に、設計単価をつくるときにある程度出来上がります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 町長が金額を決めて封筒に入れて封をするのは、入札日の何日前ですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 大きい工事の場合は、まず2週間ぐらい前です。500万円以上の工事は、5日以上の見積り期間を十分取らなければならないので、2週間ぐらいになります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君、どうぞ。

○11番（赤垣義憲君） 工事金額の積算情報や予定価格、最低制限価格などは的確に管理されているのか。担当部署だけにとどまらず、役場全体で見直しをかけることはもちろんですけれども、このように疑念を抱くような案件については、公正取引委員会の調査対象ともなり得るのではないかという認識もございます。議会としても詳しく調査する必要があると考えますし、最終的には百条委員会の設置も検討していきたいと思っておりますので、これからもう少し掘り下げて注視していきたい

と思います。

質問を終わります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（岡山義廣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 零時 28分）